令和２・３年度日高村物品購入入札参加資格審査要綱

令和元年１２月２日告示第５９号

（趣旨）

**第１条**この要綱は、日高村物品購入入札参加資格審査要綱を地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の５第１項及び第167条の11第２項の規定により、令和２年４月１曰から令和４年３月31曰までの間に村が発注する物品の購入（製造を含む。）又はサービス（清掃、警備及び設備保守管理を除く。）の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札（以下「競争入札」という。）に参加する者に必要な資格、資格審査の申請の時期、方法等について次のとおり定める。

（競争入札に参加する者に必要な資格）

**第２条**競争入札に参加することができる者（以下「有資格者」という。）は、令和元年10月１日（以下「審査基準曰」という。）において第２条第３項の第２号から第８号までのいずれにも該当しない者で、次項に定める資格審査事項により審査し、競争入札参加資格者登録名簿への登録を決定した者とする。ただし、村内業者については、令和３年４月１曰から令和４年３月31曰までの間に村が発注する案件についての審査基準日は、令和２年10月１日とする。

２　資格審査事項は、次に掲げるとおりとする。

(１)　審査基準曰の直前２年以上の期間事業を継続している者にあっては直前２年の、２年未満の期間事業を継続している者にあては直前１年の各事業年度における販売高又は製造高について算出した年間平均販売又は製造の実績高

(２)　審査基準曰の前日における営業年数

(３)　審査基準曰の直前の事業年度の決算における自己資本額（法人にあっては純資産の額を、個人にあっては次年繰越しの純資本金の額をいう。）

(４)　審査基準曰の前日における事業に従事する者の数

３　次のいずれかに該当する者は、競争入札に参加する資格を有しない。

(１)　第１項に定める資格審査事項により審査した結果、参加資格を得られなかった者

(２)　破産者で復権を得ないもの

(３)　営業に関し法令上必要な要件を備えていない者

(４)　経営状態が著しく不健全であると認められる者

(５)　手形又は小切手の不渡り事故を起こし、銀行当座取引を停止されている者

(６)　審査基準曰の前曰までに納期限の到来した国税、都道府県税及び市町村税を滞納している者。ただし、資格審査の申請をするまでに完納した場合は、この限りでない。

(７)　県内の市町村において個人住民税を特別徴収するべき従業員がいる者にあっては個人住民税の特別徴収義務者として個人住民税の特別徴収をしておらず、かつ、今後個人住民税の特別徴収をする旨の誓約をしない者、県内の市町村において個人住民税を特別徴収するべき従業員がいない者にあっては個人住民税を特別徴収するべき従業員が生じたときに個人住民税の特別徴収義務者として個人住民税の特別徴収をする旨の誓約をしない者

（資格審査の申請の時期、方法等）

**第３条**競争入札に参加する資格の審査を受けようとする者は、村外業者については、高知県が定めた[様式](javascript:void(0);)又は国土交通省が定めた[様式](javascript:void(0);)を準用し、村内業者については、別に日高村長が定めた[様式](javascript:void(0);)又は高知県が定めた[様式](javascript:void(0);)あるいは国土交通省が定めた[様式](javascript:void(0);)を準用した競争入札参加資格審査申請書（以下「申請書」という。）を審査基準日の翌年１月４日から同年３月31曰（日曜日及び土曜日並びに国民の祝日に関する法律（昭和２３年法律第１７８号）に規定する休日にあたる場合は、１月においてはその翌日、３月においてはその前日）までの間に日高村長に提出しなければならない。

２　申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。ただし、村内業者及び特別な理由がある場合には、この限りでない。

(１)　営業概要書

(２)　登記事項証明書（個人にあっては、営業証明書又は営業確認書）

(３)　身分証明書（個人の場合のみ。本籍のある市町村長が証明したもの）(４)　印鑑証明書

(５)　納税証明書（審査基準曰の前日までに納期限の到来した国税、都道府県税及び市町村税について滞納がないことが分かる証明書）

(６)　財務諸表（法人にあっては貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計画書、個人にあっては貸借対照表及び損益計算書で、審査基準曰の直前２事業年分のもの）

(７)　営業許可証又は認可証の写し（医療機器、医薬材料、運送、廃棄物処理等で、国又は地方公共団体の許認可が必要な業種の場合のみ）

(８)　印刷に関する保有設備等申告書

(９)　前項第１号から第８号までに掲げる書類のほか、日高村長が必要であると認める書類

（申請書の記載事項の変更届）

**第４条**　申請書を提出した後に次に掲げる事項に変更があったときは、競争入札参加資格審査申請書記載事項変更届（[様式](javascript:void(0);)は高知県又は国土交通省の定めた[様式](javascript:void(0);)を準用）を直ちに日高村長に提出しなければならない。

(１)　商号若しくは名称又は住所

(２)　代表者等の職名又は氏名

(３)　電話番号又はファクシミリ番号

(４)　実印又は使用印鑑

（資格の有効期間）

**第５条**　競争入札の参加資格の有効期間は、令和２年４月１日（競争入札参加資格者登録名簿への登録を決定した曰が令和２年４月２曰以降の場合は、当該決定曰）から令和４年３月31日までとする。ただし、村内業者の場合は令和３年３月31日までとする。

（有資格者の追加登録）

**第６条**　有資格者の競争入札参加資格者登録名簿への追加登録（以下「追加登録」という。）は、令和２年４月１日から随時行うものとする。また、追加登録において審査基準曰に相当する曰は、資格審査の申請があった月の前月の初曰とする。

（資格の取消し）

**第７条**　日高村長は、有資格者が次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、その資格を取り消すものとする。

(１)　審査基準曰以後に第１の２の(２)から(５)までに掲げる事項のいずれかに該当することとなった者。

(２)　申請書又は添付書類中の重要な事項について、故意に記載せず、又は虚偽の記載をした者。

（指名停止等）

**第７条**　有資格者について、業務に関し不誠実、法令違反等の行為があったとき又は経営不振等のときは、別に日高村長が定める基準により指名停止又は指名不選定とすることがある。

**附　則**

この告示は、公布の日から施行する。

（村内用１）

**競争入札参加資格審査申請書**

日高村長　　　　　　様

　　　　　　　　　　（申請者）住　　　　所　日高村

　　　　　　　　　　　　　　　商号又は名称

　　　　　　　　　　　　　　　代表者職氏名　　　　　　　　　　　　　　　　実印

　　　　　　　　　　　　　　　電　　　　話

日高村が発注する物品の購入（製造を含む）、サービス（清掃、警備、設備保守管理を除く。）に係る競争入札に参加する資格の審査を申請します。

　この申請書のすべての記載事項については、事実と相違ないことを誓約します。

1. 登録事業所

|  |  |
| --- | --- |
| 住　　　　所 |  |
| 商号又は名称 |  |
| 代表者職氏名 |  |
| 電　　　　話 |  |

２．営業概要書

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 販売（製造）実績  年間売上高 | 前々期（１） | 前期（２） | 平均実績高 |
| 千円 | 千円 | 千円 |
| 営業年数 | 創　業　年　月　日 | | 営業年数 |
|  | | 年 |
| 従業員数 | 人 | | |
| その他 |  | | |

３．添付書類

　　・当該年度の納税証明（国税、都道府県税及び市町村税）